

平成30年第2回尾鷲市議会臨時会会議録

平成30年3月30日（金曜日）

○議事日程（第1号）

平成30年3月30日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第31号 尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正
について
- 日程第 4 議案第32号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第33号 平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）
の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 6 議案第31号 尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正
について
- 日程第 7 議案第32号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第33号 平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）
の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

- | | |
|------------------|----------------|
| 1番 三 鬼 孝 之 議員 | 2番 内 山 將 文 議員 |
| 3番 奥 田 尚 佳 議員 | 4番 楠 裕 次 議員 |
| 5番 上 岡 雄 児 議員 | 6番 三 鬼 和 昭 議員 |
| 7番 村 田 幸 隆 議員 | 8番 仲 明 議員 |
| 9番 小 川 公 明 議員 | 10番 南 靖 久 議員 |
| 11番 高 村 泰 徳 議員 | 12番 野 田 拓 雄 議員 |
| 13番 濱 中 佳 芳 子 議員 | |

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君								
副	市	長	藤	吉	利	彦	君							
市	長	公	室	長	大	和	勝	浩	君					
総	務	課	長	下	村	新	吾	君						
財	政	課	長	宇	利	崇	君							
水	産	商	工	食	の	ま	ち	課	長	野	地	敬	史	君
教	育	課	長	二	村	直	司	君						

○議会事務局職員出席者

事	務	局	長	岩	本	功									
事	務	局	次	長	兼	議	事	・	調	査	係	長	高	芝	豊
議	事	・	調	査	係	書	記	相	賀	智	惠				

[開会 午前10時00分]

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより平成30年第2回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、年度末の大変お忙しい中、平成30年第2回臨時会に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」を初めとする議案3件を提出させていただきました。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

議長（南靖久議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立をいたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、5番、上岡雄児議員、6番、三鬼和昭議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第3、議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」から日程第5、議案第33号「平成29年度尾鷲市一般会計補正

予算（第6号）の議決について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」から議案第33号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」までの3議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」につきましては、本年1月19日の第1回臨時会において議決いただきました事務分掌条例のうち、行政改革に関するものを政策調整課に移管したところであります。これに伴い、尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例第7条に規定する委員会の庶務を、総務課から政策調整課に改正するものであります。

次に、3ページの議案第32号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」につきましては、本年4月1日から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、市町と共同での運営となりますが、この運営において、市町が保有する個人情報を県においても円滑に閲覧できるよう改正するものであります。

現行の条例では、通信回線による情報を外部に提供するときは、あらかじめ尾鷲市個人情報保護審議会の意見を聞く必要がありますが、この規定が今後の国民健康保険運営に当たって、県、市の双方にとって非効率かつ過大な事務負担となることが懸念されるところであります。

このことから、法令等の規定に基づくものであれば、審査会の意見聴取を省くことができるよう、本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、5ページの議案第33号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」について御説明いたします。

お手元に配付の平成29年度尾鷲市一般会計補正予算書（第6号）及び予算説明書の1ページをごらんください。

今回の一般会計補正予算計上額は、歳入歳出それぞれ7,238万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億8,941万2,000円とするものであります。

3 ページをごらんください。

歳入について御説明いたします。

2 款地方譲与税から 10 款交通安全対策特別交付金までは、額の確定による増減であります。

20 款市債 290 万円の減額は、街路整備事業債等の対象事業費の変更による減額であります。

次に、歳出であります。

4 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費 7,238 万 7,000 円の増額は、基金積立金として財政調整基金に積み立てるものであります。

続きまして、繰越明許費補正について御説明いたします。

5 ページをごらんください。

5 款農林水産業費、4 項水産業費の水産基盤ストックマネジメント事業につきましても、国庫補助金精算のための変更であります。

続きまして、地方債補正について御説明いたします。

林道整備事業ほか 2 事業につきましても、起債対象事業費の確定による借入限度額の変更であります。

以上をもちまして、議案第 31 号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」から議案第 33 号「平成 29 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 6 号）の議決について」までの 3 議案についての説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 御異議なしと認めます。よって、議題の3議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、付託されました議案の審査をしていただくため、第二・第三委員会室において、最初に総務産業常任委員会を開催していただき、委員会終了後、予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩をいたします。

〔休憩 午前10時08分〕

〔再開 午前10時58分〕

議長（南靖久議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第6、議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」から日程第8、議案第33号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」までの計3議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました3議案につきましては、それぞれ所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

〔6番（三鬼和昭議員）登壇〕

6番（三鬼和昭議員） 私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」、議案第32号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」、以上2議案につきまして、委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本日午前10時18分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました2議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第32号につきましては、個人情報ということがあるので、県との関係等について質疑があったことを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、予算決算常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第33号

「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6号）の議決について」につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告を申し上げます。

本日午前10時39分より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました議案につきましては、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第6、議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第32号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第33号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第6

号)の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長(加藤千速君) 議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第31号「尾鷲市行財政改革推進委員会設置条例の一部改正について」を初めとする議案3件につきましては、原案どおり可決いただきましたことを厚く御礼申し上げます。

審議の中において議員の皆様からいただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後十分留意し、市政運営に努めてまいります。

今後も、なお一層の御理解と御協力をお願い申し上げますとともに、皆様のますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、本臨時会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(南靖久議員) 本日1日、御苦勞さまでございました。

これをもちまして平成30年第2回臨時会を閉会いたします。

[閉会 午前11時05分]

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 上 岡 雄 児

署 名 議 員 三 鬼 和 昭